

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	陸上作業員負傷
発生日時	令和6年10月30日 10時31分頃
発生場所	福岡県宗像市神湊漁港 神湊港北防波堤灯台から真方位 $220^{\circ} 170\text{m}$ 付近 (概位 北緯 $33^{\circ} 51.2'$ 東経 $130^{\circ} 29.0'$)
事故の概要	旅客船しおかぜが着桟作業中、陸上作業員が負傷した。
事故調査の経過	令和6年11月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 しおかぜ、87トン
船舶番号、船舶所有者等	140980、福岡県宗像市
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	軽傷 1人（陸上作業員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.1m
事故の経過	<p>本船は、神湊漁港と宗像市大島港の間を1日2便運航する宗像市営の渡船である。</p> <p>本船は、船長、甲板員及び機関長ほか1人が乗り組み、旅客31人を乗せ、神湊漁港の浮桟橋（以下「本件桟橋」という。）に右舷着けで着桟しようとしていた。</p> <p>陸上作業員は、本船の右舷船首部の甲板員からスプリングライン（以下「本件係船索」という。）を受け取り、本件桟橋の係船柱に掛けた。</p> <p>機関長は、本船が本件桟橋に接舷し、甲板員や他の陸上作業員が他の係船索の係留作業を行っている間に本船の舷側の扉を開けた。</p> <p>機関長の指示を受けた陸上作業員は、タラップを架設した。</p> <p>船長は、本件係船索を張って本船を定位位置に正確に停止させようと思い、本船を微速前進させたところ、タラップが本船に引っ張られて移動した。その際、陸上作業員が、タラップと本件桟橋の屋根の支柱下方のコンクリート部との間に左足首を挟まれて挫創を負った。（図1参照）</p>

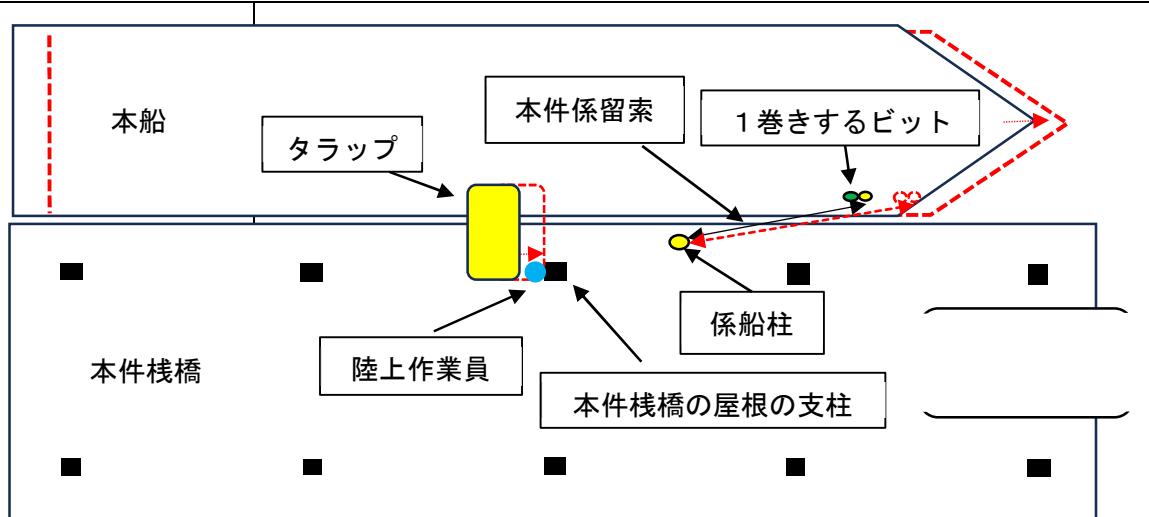


図1 事故発生概略図

船長は、陸上作業員の負傷状況を確認後、宗像市担当者へ本事故の発生を報告し、宗像市担当者は119番通報して救急車を要請した。

陸上作業員は、救急車により病院へ搬送され治療を受けた。

機関長及び陸上作業員は、ふだんから旅客を少しでも早く下船させようと思っていた、船長の合図よりも早く本船の舷側の扉を開けてタラップを架設した。

本船は、着桟時に定位置に停止するよう、神湊漁港では本件係船索を外周約60cmのビットに1巻きして使用し、大島港では本件係船索を同ビットに1巻きせずに使用していた。

船長は、本事故後、甲板員が陸上作業員に本件係船索を渡す際にビットに1巻きしていなかったので、本船が定位置よりも船首方に進出したことに気付いた。

甲板員は、本事故発生時、大島港着桟時と勘違いして本件係船索をビットに1巻きしていなかった。

分析	<p>本船は、着桟作業中、船長が本件係船索を張って本船を定位置に正確に停止させようと微速前進させた際、本船が定位置に停止する前にタラップが架設されていたことから、タラップが引っ張られて移動し、陸上作業員が、タラップと本件桟橋の屋根の支柱下方のコンクリート部との間に左足首を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>機関長及び陸上作業員は、旅客を早く下船させようと思っていたことから、船長からの合図を受ける前に舷側の扉を開けてタラップを架設したものと考えられる。</p> <p>本船は、甲板員が、着桟港を勘違いして本件係船索をビットに1巻きしなかったことから、船長が、本件係船索を張って本船を定位置に正確に停止させようと微速前進させた際、本船が定位置よりも船首方に進出し、タラップが引っ張られて本件桟橋の屋根の支柱まで移動したものと考えられる。</p>
----	---

原因	<p>本事故は、本船が着桟作業中、機関長が船長からの合図を受ける前にタラップを架設したため、本船が着桟位置を調整する目的で微速前進した際にタラップが船体の動きに合わせて引っ張られて移動し、陸上作業員がタラップと本件桟橋の屋根の支柱下方のコンクリート部との間に左足首を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>宗像市は、本事故後、次の再発防止策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 着桟時、船長が定位置に停止したことを確認し、船長からの合図を受けた後、舷側の扉を開けてタラップを架設するよう、乗組員及び陸上作業員に周知徹底した。 右舷船首方から船尾方に向けて掛ける係留索について、出港後に着桟港に合わせて長さ調整を行い、航行中に調整を行ったことを船長に報告することとした。 乗組員が上記の報告等を確実に行えるようトランシーバーを導入し携帯することとした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客船の乗組員及び陸上作業員は、着岸時、旅客を早く下船させることに意識を向け過ぎることなく、船舶が完全に着岸したことを確認して下船作業を始めること。 船舶所有者等は、乗組員及び陸上作業員が安全を確保するための作業手順を遵守するよう定期的に点検・指導すること。